

令和6年度 居宅介護支援 指摘事項一覧

25事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
1	内容及び手続の説明及び同意	利用者又はその家族に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること等について、あいまいな表現による文書にて説明を行っている事例がありました。利用者が理解しやすい文書を作成するほか、口頭でも説明を行い署名を得る等して、利用者等の理解を得たことを明確にしてください。	区条例第13号第6条第2項 老企第22号第2の3(2)	2
2	計画の作成	居宅サービス計画の作成に関する以下の業務の一部が適切に行われていない事例がありました。介護支援専門員は居宅サービス計画の作成に関する一連の業務を適切に行ってください。 ●居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握(以下「アセスメント」という。)すること。 ●アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。 ●サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。 ●当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。 ●居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。 ●居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めること。 ●居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。 ●モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的にを行い、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。 - ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。 - イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。 - ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 ●次に掲げる場合において、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。 - ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合。 - イ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。 ●居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。 ●居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。	区条例第13号第15条第1項第8号 第9号第11号第12号第13号第14号 第15号第17号第18号第28号第29号 老企第22号第2の3(8)⑦⑧⑨⑩ ⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱	6
3	運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)について、一部不足等がありました。定めなければならない項目を適切に定めてください。	区条例第13号第20条 老企第22号第2の3(13)	1
4	勤務体制の確保	管理者を兼務している介護支援専門員について、それぞれの勤務時間が勤務表上で確認できませんでした。職種ごとの勤務時間がわかる勤務表を作成し、兼務関係を明確にしてください。	区条例第13号第21条第1項 老企第22号第2の3(14)①	1
5	勤務体制の確保	介護支援専門員の資質向上のための研修を実施していることが確認できない事例がありました。介護支援専門員の資質向上のために、その研修の機会を確保すると共に、研修を実施した記録を残してください。	区条例第13号第21条第3項 老企第22号第2の3(14)③	1

令和6年度 居宅介護支援 指摘事項一覧

25事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
6	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業者の指針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	区条例第13号第21条第4項 老企第22号第2の3(14)④	2
7	業務継続計画	感染症や非常災害発生の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための次の措置が適切に講じられていない事例がありました。これらの措置を適切に講じてください。 ●業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていること ●業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施すること	区条例第13号第21条の2第1項 老企第22号第2の3(15)①②	3
8	感染症の予防及びまん延防止のための措置	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていない事例がありました。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ●指針を整備すること ●研修及び訓練を定期的実施すること	区条例第13号第23条の2 老企第22号第2の3(17)	9
9	秘密保持	従業者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。従業者や従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	区条例第13号第25条第1項第2項、 老企第22号第2の3(19)①②	2
10	秘密保持	利用者本人又はその家族の個人情報を用いる場合の同意を得ていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	区条例第13号第25条第3項 老企第22号第2の3(19)③	10
11	虐待の防止	虐待の発生及び再発を防止するための次の措置が適切に講じられていない事例や記録等が不十分な事例がありました。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ●指針を整備すること ●研修を定期的実施すること ●虐待防止措置を適切に実施するための担当者を置くこと	区条例第13号第29条の2 老企第22号第2の3(23)	2
12	変更の届出	運営規程が改定されたにも関わらず、変更届が提出されていない事例がありました。当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は、変更が生じた日から10日以内に区へ変更届を提出してください。	介護保険法第82条第1項 介護保険法施行規則第133条第1項	1
13	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。速やかに業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。	介護保険法第115条の32第1項第2項	4
14	給付費の算定 (高齢者虐待防止措置 未実施減算)	規定されている高齢者虐待防止措置が講じられていない場合に、当該措置が講じられていない事実が生じた月の翌月から、3月以降の改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しなければなりません。ついては、介護給付費の減算を行ってください。	厚告第20号別表注3 老企第36号第3の8	1

令和6年度 居宅介護支援 指摘事項一覧

25事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
15	給付費の算定 (運営基準減算)	介護支援専門員が行う以下の居宅介護支援の業務について、記録等で確認することができない事例がありました。運営基準減算に該当するため、介護給付費を過誤調整してください。 ●居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たり、 ①利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接したこと。 ②サービス担当者会議の開催等を行っていること。 ③居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していること。 ●居宅サービス計画の作成後、実施状況の把握に当たり、 ①1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接をしたこと。 ②モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続していないこと。	厚告第20号別表注6 老企第36号第3の6	1
16	給付費の算定 (特定事業所集中減算)	特定事業所集中減算の判定に関する書類を作成していない事例がありました。減算に該当しない場合も当該書類を作成し、2年間保存してください。	厚告第20号別表注10 老企第36号第3の13	1
17	給付費の算定 (初回加算)	新規に居宅サービス計画を作成していないにもかかわらず、初回加算を算定している事例がありました。加算の算定要件を満たしていないため、介護給付費を過誤調整してください。	厚告第20号別表口注 老企第36号第3の12	1
18	給付費の算定 (入院時情報連携加算)	利用者を誤って加算を算定していた事例や加算の区分を誤って算定している事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚告第20号別表ホ注 老企第36号第3の16	2
19	給付費の算定 (退院・退所加算)	病院等の職員との面談を行った記録が確認できない事例やカンファレンスに出席した職種が不足している事例がありました。加算の算定要件を満たしていないため、介護給付費を過誤調整してください。	厚告第20号別表ヘ注 老企第36号第3の17	2
20	給付費の算定 (通院時情報連携加算)	医師から受けた情報提供等の記録が不十分な事例ありました。利用者の心身の状況や生活環境等の情報提供を行い、医師等から利用者に関する情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録してください。	厚告第20号別表ト注 老企第36号第3の18	1